

大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大磯町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎